

三田市選挙管理委員会告示第23号

選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のように定める。

令和8年9月1日

三田市選挙管理委員会
委員長 馬場俊彦

記

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
(条例の制定、改廃、監査の請求及び市町村の合併協議会設置の請求をするために必要とする数)

1, 773人
- 2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
(市町村の合併協議会設置の議案が議会で否決された場合の住民投票を請求するために必要とする数)

14, 769人
- 3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数
(解散及び解職の請求をするために必要とする数)

29, 537人